

五監公告第11号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年10月7日

五 泉 市 監 査 委 員
酒 井 俊 明
佐 藤 浩

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

五泉東小学校、村松小学校、大蒲原小学校、村松桜中学校

3. 監査の期間

令和4年7月20日～令和4年9月27日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
物品の調達について、市内業者から十分に調達可能な文具や日用品等を市外業者から度々購入する事例が散見される。昨年度の小中学校定期監査での指摘事項であるが、一部の小中学校では未だ改善が図られていない状況であると言わざるを得ない。職員に対する指導を徹底するとともに、市内有資格業者の優先が規定されている五泉市庁舎等管理業務及び物品入札等指名業者選定要綱に基づき、適正な事務処理に努められたい。	校長会で指摘事項の内容を説明するとともに、物品調達に係る業者選定にあたっては、市内有資格業者を優先することを全職員に周知するよう小中学校に対し通知いたしました。 学校教育課としても、学校における事務処理が適切に行われていることを随時確認し、適正な事務執行に努めてまいります。